

第6款 優先順位

III.- 5:121 条 複数の譲受人の場合

- (1) 同一の債権が同一の者によって重複して譲渡されたときは、債権の譲渡の通知が債務者に対して最初にされた譲受人が、先に行われた譲渡の譲受人に優先する。ただし、後に行われた譲渡の譲受人が、当該譲受けの時に、先に行われた譲渡について知り、又は知っていたことを合理的に期待されるときは、この限りでない。
- (2) 債務者は、請求が競合することを知っている場合であっても、最初に通知された譲受人に対して支払うことにより、その債務を免れる。

コメント

A. 一般的効果

[故意による] 不誠実か不注意によるかはともかく、譲渡人が同じ債権を2人以上の譲受人に譲渡することがある。最初の債権譲渡において債務が実質的に被担保債権の額を下回る場合には、誠実に適い許される担保目的での債権譲渡が存在しうするため、2つ以上の債権譲渡の余地がある。担保目的の債権譲渡は第IX編（物的担保）で規律される。

本条の第一の一般的な効果は、多重譲渡の譲受人間において、通常規律を置き換えることである。通常規律は、前条までの規定が適用されるものであるが、第一の債権譲渡が効力を生じる結果、その債権譲渡の譲受人に権利が移転する、とするものである。譲渡人は、第一譲渡後、もはや譲渡する権利を持たないので、その後の譲受人は何も得ることができないことになる。本条の効果は、特別な場合において、通常規律を、債務者への通知時の先後のよって優先順位を決めるという規律で置き換えることである。特定の債権譲渡（それが真正な債権譲渡であって担保目的のもでないとき）を優先させる結果、競合する権利は消滅する。

この規律は、多重譲渡の譲受人間でのみ適用される。譲受人と譲渡人の債権者との間では、譲受人は、債権譲渡が効力を発生すると譲渡対象債権を取得する。通知は無関係である。これらの規律を組み合わせると、優先順位が不可避免的に堂々巡りになってしまいかねないと考えられるかもしれない。

[p.1075]

設例 1

CがA₁に権利を譲渡したが、A₁は債務者に通知をしなかった。Cの債権者Xが、Cの手中にある権利を差し押さえた。Cは、その後、A₂にその権利を譲渡し、A₂は直ちに債務者に通知した。A₁がXに優先し、XがA₂に優先し、A₂はA₁に優先するなど堂々巡りとなるように見える。

しかしながら、この答えは、Xは何も得られないということになる。Xは、そこには存在しないものを差し押さえようとしたにすぎない。差押えは、完全に無効である。Xは誰に対しても優先しない。Xは「差押えをするのが」遅すぎたのである。A₂がその債権を取得し、新しい債権者となる。後に「競合する」債権譲渡行為をして他の者に優先順位を獲得させるようなことはしないという保証（Ⅲ.-5:112条（譲渡人の保証））の違反を理由に、A₁はCに対して「損害賠償の」権利を取得する。

債務者に通知を行った第二譲受人と、債務者に通知をしていない第一譲受人に由来する権利を有する者（たとえば、その差押債権者や転得者）の間でも競合は生じうる。しかしながら、第一譲受人に由来する権利を有するそのような者は、あるがままの権利を取得する、すなわち、そもそも債権譲渡が通知されるまでは本質的に劣後せざるを得ない権利を取得するにすぎない。そのため、編集起草チームは、第1項の「先に行われた譲渡の譲受人 earlier assignee」の直後に「およびこの者から権利が由来する者」というような言葉を加えることは必要ない考えた。

第二の一般的な効果は、債務者は、債務者自身がたとえ競合する権利について知っていた場合でも、かつ、最初に通知をした者が先の譲渡を知りまたは合理的に知ることを期待できた場合でも、最初に通知をした者に履行することで免責される、ということである。譲受人が善意かどうかという問題を債務者が調査することは期待できない。先の譲渡の譲受人は、（通知がより以前の債権譲渡について善意・無過失で行われたとすると）最初に通知をした者から返還を求める権利を持たない。というのは、本条によって、最初に通知を行った者がこの場合には譲受人と看做されるからである。債務者は真の債権者に弁済をしたことになろう。先の債権譲渡の譲受人は、後に「競合する」債権譲渡行為を行って他の者に優先順位を与えるようなことをしないという黙示の保証の違反を理由に、譲渡人に対する救済を得ることになろう。しかしながら、最初に通知をした譲受人が、先の債権譲渡について知りまたは知っていて当然である場合には、先の債権譲渡の譲受人は、不当利得に基づき、最初に通知をした譲受人からの回復を求めることができることになろう。この場合には、債務者が弁済による免責を得るのは、債権者でない者に対する弁済「を規律する特別な規定」によることになろう。

B. 通知の先後を基準とする規律

債権譲渡が競合する場合の問題解決方法は、法体系によって様々である。何人も自分もたない権利を譲渡することはできない *nemo dat quod non habet* という原則が妥当する法体系がある。[この法体系では] 第一譲渡を行ってしまえば、債権者はもはや譲渡するものを持たない。それゆえ、第二譲渡は無効であり、かつ、最初の債権譲渡を知らずに第二譲受人に履行したことで債務者は十分な免責を得られるから、第二譲受人は、受領したものを

第一譲受人に返還する必要がある。[p.1076]第二譲受人への債権譲渡が（譲受人によってであれ譲渡人によってであれ）先に債務者に通知されたときは、先の債権譲渡について知らず、知っていて当然であったともいえない第二譲受人に優先順位を与える法体系もある。この後者の問題解決方法が、本条の採用するものである。これは 2 つの異なる考え方を反映している。第一の考え方は、善意で行う債権譲渡の通知が、動産の場合に優先順位を確保する手段と認められている善意の占有取得にきわめて近いということである。第二の考え方は、譲渡人となろうとする者は、対価を支払う前に、債務者に、それ以前に債権譲渡の通知を受けていないか尋ねることができるということである。第一譲受人がそのような通知を怠っていたときは、第二譲受人は、先の債権譲渡は存在しないものと考えることができることになる。ただし、第二譲受人が先の債権譲渡を何らかの方法で知り、または、たとえばそれが公的な登記簿に登録されているなどの理由により、知っていて当然であった場合はこの限りでない。

設例 2

SはA₁に対して、Dに対する金銭債権を譲渡し、A₂にも同じ債権を譲渡したところ、A₂がDに債権譲渡を先に通知した。A₂が、自らの債権譲渡の時点で先の譲渡を知らず、かつ、知っていて当然であったともいえない場合には、A₂が優先する。この結論が妥当するのは、両方の債権譲渡もしくはその一方が真正譲渡であるか、または両方の債権譲渡とも担保目的にすぎなかった場合である。これに対して、A₂への債権譲渡が真正譲渡であれば、A₁の債権はたんに劣後するのではなく、消滅する。

C. いずれも通知していない場合

両当事者ともに債権譲渡を通知していないときは、時に先んずる者は権利に先んずる *qui prior est tempore potior est jure* という通常原則が適用される。しかしながら、第一譲受人の優先は暫定的なものにすぎず、第二譲受人が、第一譲受人の通知前に、第一譲渡を知らずに先に債権譲渡の通知をすれば、[通知の先後による優先順位の規律に] 置き換えられる余地がある。

D. 担保目的の債権譲渡

金銭債権の担保目的の譲渡には本条は適用されない。IX. -2:301条（金銭債権に設定される担保）を参照。本条は、そのような担保のための登記のシステムとは整合しない。

ノート

1. 本条1項は、細部において一定の違いがあるものの、ヨーロッパの法体系の多数の規律を代表している。これは、イングランド (*Dearle v. Hall* (1828) 3 Russ & Ry 1, 38 ER 475)、ベルギー（民法1690条3項）、フランス (*Terré/Simler/Lequette, Les obligations, no.1189*)、北欧諸国

(約束手形法31条2項)、ギリシア (Stathopoulos, Law of Obligations⁴, § 27, no.131)、イタリア (民法1265条1項)、ポルトガル (民法584条)、スロヴェニア (債務法420条) に見られる規律である。フランスでは、債務者に通知がされてもなお、譲渡人の債権者は、譲渡された債権に差押命令を求めることができる [訳注：誤解では]。[p.1077] 不届きな譲渡人によって債権が多重譲渡された場合、債務者に対して最初に通知をした後の譲受人がそれより先の譲受人よりも優先する。ただし、詐欺的共謀が証明された場合はこの限りでない (Cass. Com., 19 march 1980, Bull.civ., IV, n°137は、後の譲受人が先の債権譲渡を知っているだけでは詐欺的共謀にはならないと判示した。Bénabent, Les obligations¹¹, 522, no.729)。債務者は、たとえ競合する請求があることを知っていても、最初に通知をした譲受人に支払えば免責される。これとは対照的に、オーストリア法 (OGH 13 July 1981, SZ 54/104; OGH 11 July 1985 JBl 1986, 235; OGH 27 April 1995, JBl 1996, 251)、エストニア法 (債務法164条3項)、ポーランド法およびドイツ法は、第一譲受人を優先するが、この結論は、こうした法圏において、第二譲渡が何らの法的効果も生じないという原則の必然的な帰結である (Staudinger (-Busche), BGB [2005], § 408, no.2)。しかし、債務者の信頼は [ドイツ] 民法408条で保護される。同条は、債務者が第一譲渡を知らなければ、第二譲受人のために最初に通知がされた場合を含む。オランダでは、通知がなければ債権譲渡は効力を生じない。その結果、優先順位の問題が生じるのは、競合する譲受人の複数が通知をした場合のみである。そのような場合、何人も自己が有しない権利を譲渡することはできない *nemo dat wuod non habet* という原則に沿って、第一譲受人が優先する。スコットランドも同じである (McBryde, Law of Contract in Scotland, nos. 12.83 (2), 12.87-12.90, Wilson, Scottish Law of Debt², no.27.5 (a))。スペイン法では、この問題についての規律は存在しない。学者は、時に先んじる者が優先するという規律が適用されるが、通知がされた譲受人に善意で弁済したことにより債務者には免責の特権が与えられることを提案している (Pantaleón, Comentarios, 1021-1022)。チェコ法では、時に先んずる者は権利に先んずる *prior tempore potior jure* [という原則] の適用と上述の民法526条1項に鑑みて最初の譲渡が容易に優先するように思われる。通知は必要とされていないものの、この原則はスロヴァキアでも同様に妥当する。最初の債権譲渡のみが有効であるが、債務の履行についての一般規定 (民法562条) によって、債権者の権原証書 (すなわち [譲渡] 契約そのもの) を最初に提示した者に弁済することで善意の債務者は免責を得ることになる。その後の関係は、不当利得法によって規律されることになる。